

給付型奨学金の申し込みは12月1日(水)から

☎ 市 教育総務課 ☎ 53-5151 ☎ 53-5129

奨学金は3万円/月
(上半期・下半期に分けて
18万円ずつ給付)

給付期間は最長4年
(正規の修学期間終了まで)

対象者は
令和元年度～令和3年度入学者
令和4年度入学予定者

対象者 次の要件すべてに該当する人

奨学生は、奨学金給付審査会に諮って決定します。

**令和4年度から、特に人材が不足している福祉・保育・医療等の
専門分野は、重点職種として募集区分を設けます。**

- ・ 大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・ 市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
- ・ 令和4年3月31日現在で満25歳未満
- ・ 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・ 経済的理由により学資金の支援が必要と認められる
- ・ 保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる
- ・ 父母等の認定所得金額が、収入基準額*以下である

*市公式サイトで判定
シミュレーションができます。



受付期間

12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

※受付期間以外での申請はできません。

※申請時には作文の提出が必要です。

※申請状況に応じて、二次募集をする場合があります。

受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター、
各行政サービスセンター

申請書記布場所

上記受付場所のほか、市立図書館、
県内の高等学校
※市公式サイトからも
ダウンロードできます。



償却資産の申告は令和4年1月31日(月)までに

☎ 市 税務課 ☎ 53-5115 ☎ 53-5118

償却資産を所有している人は、地方税法の規定に基づき、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。

償却資産とは

工場や商店などの事業のために所有する機械や工具等の資産のことで、土地や家屋と同様に、固定資産税の課税対象となります。

※自動車税、軽自動車税が課税される車両は対象外

償却資産の例

資産の種類	課税の対象となる資産
構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、 緑化施設、フェンス等
建物附属設備	ボイラー、発電機、厨房設備等
機械・装置	土木機械、医療用機械等、 太陽光発電設備(10kw以上)等
車両・運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車等
工具・器具・備品	切削工具、娯楽用器具、事務用備品等

申請書の提出

eLTAXによる電子申請または
郵送、持参で税務課へ。

※申告書をお持ちでない人は市公式
ウェブサイトからダウンロードする
か、税務課へご連絡ください。



太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例(案) 市民意見(パブリックコメント)募集

☎ 市 自治協働課 ☎ 53-5112 ☎ 53-5138

太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関して必要な事項を定める条例(案)について、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間

12月21日(火)まで

提出期限

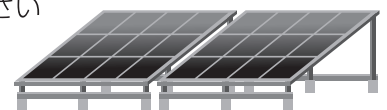
12月21日(火)

条例(案)の 閲覧場所

- ・ 本庁舎、山東支所、
各市民自治センター、
市立図書館の市政情報プラザ
- ・ 各行政サービスセンター
- ・ 市公式ウェブサイト

意見の 提出方法

閲覧場所に直接提出または郵送、
ファクス、メールで下記へ提出して
ください



お問い合わせ・意見の提出先

〒521-8501 米原1016

市 自治協働課 ☎ 53-5112 ☎ 53-5138

✉ kankyohozen@city.maibara.lg.jp

国民健康保険加入者の皆さんへ

医療費控除の申告をする人はご注意ください 問 市 市民保険課 ☎53-5114 ㊚ 53-5118

1カ月間の医療費が自己負担限度額(表参照)を超えた場合、その超過額は申請に基づき、高額療養費として支給しています。

確定申告では、支払った医療費から高額療養費等を差し引いた金額を医療費控除として申告します。高額療養費の金額がわからない場合は、市民保険課へお問い合わせください。

70歳未満の人

区分	自己負担限度額(月額)	
	多数該当(4回目以降)	
所得901万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
所得600万円超 ~901万円以下	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
所得210万円超 ~600万円以下	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※自己負担限度額は、1カ月ごと、医療機関ごとに計算し、同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別に計算します。
※21,000円未満の医療費は原則として合算できません。

70歳以上の人(後期高齢者医療制度対象者を除く)

区分	自己負担限度額(月額)		
	外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	多数該当(4回目以降)
課税標準額 690万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%		140,100円
課税標準額 380万円超	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%		93,000円
課税標準額 145万円超	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%		44,400円
一般	18,000円 (年間144,000円上限) ※①	57,600円	
住民税非課税世帯	※②	24,600円	
	※③	15,000円	

※①年間は毎年8月から翌年7月までの期間
※②住民税非課税世帯の人
※③住民税非課税世帯の人で、総所得金額が0円の人

**24時間365日利用可能！
米原市「手続きガイド」をご活用ください**

問 市 情報政策課 ☎53-5163 ㊚ 53-5149

転入や転居など8つのライフイベントに関して、個人の状況に応じた手続き内容や必要書類をウェブ上で案内するサービス「手続きガイド」の運用を開始しました。ぜひ、ご活用ください。

対象手続き

転入・転出・転居・結婚・離婚・出生・死亡・氏名変更

利用の流れ



㊚ <https://ttzk.graffer.jp/city-maibara>

市長コラム 市政言



米原市では、合併15周年および新庁舎竣工を記念して、11月23日(火・祝)に市政功労者表彰式典を開催しました。

式典では、これまで米原市政の発展のためにご尽力いただきました多くの皆様を表彰し、その功績を讃えるとともに、米原駅周辺の新しいまちづくりの動きについての紹介など、新時代を迎えた本市の魅力を市内外へと発信することができました。

市では、米原駅前の交流拠点である新庁舎を核として、広域観光連携や民間事業者との連携によって新しい価値を生み出し、リモートワークなどウィズコロナ時代の新しいライフスタイルを取り入れながら、さらなる飛躍を目指してまいります。

新たな門出を迎えました米原市の将来の発展に向けて、市民の皆様におかれましては、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

米原市長 平尾 道雄